

役員推薦委員会規程

役員推薦委員会規程

(目的)

第1条 役員推薦委員会(以下「委員会」という。)は芹田地区住民自治協議会(以下「住自協」という。)の会長、会計、監事の役員候補者から、適任と協議された者を推薦するものとする。

(委員会の構成等)

第2条 委員会の構成は、企画調整部長及び区長会から6人、部会長から1人を互選し、計8人とする。

2 委員長は委員の互選によるものとする。

3 委員が役員候補者となった場合は、委員を辞すものとする。

4 委員長は前項により委員に欠員が生じた場合は、第2条に準じて役員会に諮り速やかに欠員を補充するものとする。

(委員会の成立等)

第3条 委員会の開催にあたり、委員長は全委員の出席に配慮し、遅くとも開催日の一週間前までに委員に開催の通知をし、委員の6人以上の出席で委員会が成立するものとする。

2 委員会は協議に先立ち、本規程の順守、委員会の進行、日程、守秘義務の範囲等の必要事項の合意を図るものとする。

3 委員長は委員会の運営に際して、必要に応じ会長に相談し、円満な進行に努めるものとする。

4 委員長は委員の過半数が委員会の開催を要求した時、2週間以内に開催するものとする。

(評決等)

第4条 委員会の評議は、委員長を除いて出席委員の多数決で決定するものとする。但し、同数の場合は、委員長の評決を持って決定するものとする。

(委員会の設置等)

第5条 第1条に定める役員候補の推薦に当たっては、次によるものとする。

(1) 住自協会長は、役員改選期を迎える年度の前年の10月中には、住自協内に「委員会」の設置を委員長に命じて、第1条に定める役員の推薦に係る諸手続きを始めるものとする。

(2) 命を受けた委員長は、速やかに委員会を開催し、第2条に定める構成員を決定して役員会に報告するものとする。

(3) 前号の手続が終了した場合は、以後、速やかに、被推薦人の選任等を行うものとする。

(4) 被推薦人の選任は、遅くとも1月上旬までには終えるものとする。

2 住自協会長は、役員改選期以外で第1条に定める役員の推薦をする必要が生じた場合は、委員長に速やかに前項に準じて被推薦人の選定を行なわせるものとする。

(被推薦人の推薦等)

第6条 第1条に定める各役職についての役員候補者の推薦は、委員会において適任者を推薦するものとする。なお、監事については、役員経験者の中から各ブロック1名を推薦するものとする。

2 推薦された候補者が複数人となった場合は、第3条に準じて評決し、候補者一人を決定するものとする。

3 候補者を決定した場合は、速やかに別記1の「候補者決定通知書」を住自協会長に報告するものとする。

(候補者へのお知らせ)

第7条 住自協会長は、委員長から第6条第3項の「候補者決定通知書」の送付を受けた場合は、速やかに、候補者に別記2の「候補者選任通知書(以下「選任通知書」という。)]でお知らせすることを委員長に指示するものとする。

2 委員長は、「選任通知書」の発出に当たり、予め、電話等でその旨、当該候補者に伝えておくものとする。

3 委員長は、被推薦人に係る諸手続きの終了を待って、総会資料整備を事務局長へ指示するものとする。

(委員の任期)

第8条 役員推薦委員会委員の任期は、第1条に定める役員が承認されるまでの間とするものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員会等での協議事項内容等については、委員はもとより、他の関係者においても他に漏らしてはならないものとする。

(雑則)

第10条 本規程に関わる手続事項等については、別に定める「役員推薦委員会規程手続要領」によるものとする。

2 本規程に定めのない事項については、別に協議するものとする。

附則

この規程は、令和 7年 1月 14日(役員会議決日)から施行する。

(別記1)

(案)

〇〇候補者決定通知書

芹田地区住民自治協議会
会長 〇〇〇〇 様

〇〇様を令和〇〇年度芹田住民自治協議会〇〇職の候補者として決定しましたので、報告します。

令和 年 月 日
芹田地区住民自治協議会
役員推薦委員会
委員長 〇〇〇〇 印

(別記2)

(案)

〇〇候補者への選任通知書

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
(住所)
〇〇〇〇 様

〇〇様を令和〇〇年度芹田住民自治協議会〇〇職の候補者として選任しましたので、ご通知申し上げます。

なお、総会の議決を得てご就任いただくこととなりますので、お含みおきます。

令和 年 月 日
芹田地区住民自治協議会
会長 〇〇〇〇 印
役員推薦委員会
委員長 〇〇〇〇 印

芹田地区住民自治協議会
会長の 印
役員推薦委員会
委員長の 印